

赤坂台校区連合自治会役員選出規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、赤坂台校区連合自治会（以下「連合自治会」という）会則第5章により、選出承認される役員について、その選出、承認の手続きを定めるものとする。

(定義)

第2条 役員の種別は、総会選出役員と、総会承認役員とに分ち、総会選出役員は、三役（会長、副会長、書記長、会計、理事）とし、総会承認役員は各自治会、管理組合（以下「自治会等」という）より1名ずつ推薦される幹事とする。

第2章 三役

(三役の選出方法)

第3条 三役の選出は、次のいずれかの方法により役員候補者として総会に提案され、その議決により選出される。

- (1) 立候補
- (2) 自治会等の推薦
- (3) 連合自治会役員会の推薦

(立候補の届出)

第4条 三役に立候補しようとするものは、別に定める様式により、指定された期日までに、その所属する自治会等の長を経由して、連合自治会に届出なければならない。

(推薦の届出)

第5条 自治会等または、連合自治会役員会の推薦する三役候補者の届出についても、前条の手続きを準用する。

(政策・意見の発表)

第6条 届出を受理された候補者は、指定された日の連合自治会役員会に出席して、連合自治会運営についての政策・意見を述べるものとする。

但し、候補者の自治会活動の実績等について認知されている場合はこれを省略することができる。

(役員会の任務)

第7条 役員会は、候補者の政策、意見を聞いて、総会に候補者として推薦することの可否を決定する。その決定方法は、役員会の採用する方法による。

[参考資料2]

(総会による選出)

第 8 条 総会における三役の選出は、候補者の意見陳述の後(状況により省略可)、連合自治会会則第8条の代議員により、無記名投票にて実施する。

2 議決の結果、役員に欠員が生じた場合、役員会は、新たな候補者を選定し、総会に提案するものとする。

3 第2項の場合、又は任期中に欠員を生じた場合は、本条の手続きに準じ、総会で選出する。

(任期)

第 9 条 総会により選出された三役の任期は、1年とする。欠員により補充された者は、前任者の残任期間とする。

第3章 幹事

(幹事の就任)

第10条 総会承認役員である幹事は、総会の承認によりその役職に就任する。

2 幹事の任期は、1年とする。

(欠員補充)

第11条 幹事に欠員が生じたときは、その所属する自治会等は、後任者を推薦し、第8条3の手続きを経て、幹事に補充されるものとする。その任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 規則の変更

(改廃)

第12条 本規則の改廃は、連合自治会総会の議決を要する。

(附則)

本規則は、昭和61年(1986年)12月14日から施行する。

平成10年(1998年) 1月11日 一部改正(平成10年4月1日から施行)

令和 5年(2023年) 3月12日 一部改正(同日施行)